



平成 26 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社 イン ト ラ ンス
代表者名 代表取締役社長 麻 生 正 紀
(コード番号 3237 東証マザーズ)
問合せ先 財務・法務部部长 島 田 勝 博
(TEL 03-6803-8100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 18 日開催予定の第 16 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成 25 年 11 月 7 日開催の取締役会において、平成 26 年 1 月 1 日を効力発生日として、1 株を 200 株に分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）の変更及び第 5 条の 2（単元株式数）の新設を行う旨の決議をいたしました。この変更及び新設に伴い、単元未満株式についての権利を定めるため、定款に所定の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は本議案の決議に係る変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、576,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、115,200,000 株とする。
(新設)	(単元株式数) 第 5 条の 2 当社の単元株式数は、100 株とする。
(新設)	(単元未満株式についての権利) <u>第 5 条の 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1 会社法189条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>2 会社法166条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>

(注) 上記定款変更案記載の第 5 条の変更、第 5 条の 2 の新設については、平成 25 年 11 月 7 日の取締役会において決議しており、平成 26 年 1 月 1 日を効力発生日としております。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 18 日
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 18 日

以上